



社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

## 業務概要



人・そだて 人・ともに 人・くらす まちわが島根づくり

ホームページ



沿革と概要(紹介動画 掲載)

Facebook



## 島根県社会福祉協議会について

社会福祉法人島根県社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、昭和25年という戦後の混乱期に福祉関係者の熱い思いのもと任意団体として設立され、2年後の昭和27年5月に社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づく社会福祉法人の認可を受けました。

本会は「県域で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と法規定された民間非営利団体で、地域住民や地域の社会福祉関係者の参加と協力を得て組織され、活動することを大きな特徴とし、民間組織としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という二つの側面を併せ持っています。

本会では、市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)と連携しながら、自身の判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」や、福祉サービスに関する苦情相談を受け付け、中立的な立場から問題解決を図る「運営適正化委員会」によりサービス事業者の適正な事業運営とサービス利用者の支援を行っています。

また、経済的な支援を必要な方々に必要な資金を低利で貸し付ける「生活福祉資金」をはじめとする各種貸付制度の実施、福祉分野の職業紹介や従事者への研修などを実施する「福祉人材センター事業」を行っています。

さらに、市町村社協のボランティアセンターとの連携によるボランティア活動の振興や福祉教育の推進、地域活動の担い手育成を目的とする「くにびき学園」の運営のほか、災害時には被災地の市町村社協における災害ボランティアセンターの立ち上げや運営支援などの「災害福祉支援活動」による被災者の方々の生活再建・復興などにも取り組んでいます。

これらの事業活動を地域住民、関係機関・団体、福祉サービス事業者、NPO団体やボランティアの方々等との連携・協働によりすすめ、地域生活課題の解決を図りながら福祉のわが島根づくりを目指しています。



## 島根県社会福祉協議会の使命と経営理念

### ◇ 使命

人・そだて 人・ともに 人・くらす わが島根<sup>まち</sup>づくり

### ◇ 経営理念

- 私たちは、一人ひとりの尊厳が重んじられ、だれもが互いに支え合って心豊かに暮らすことのできる島根づくりに貢献します。
- 私たちは、県民主体・会員主体を活動の基本におき、幅広い分野・団体との連携・協働を進めます。
- 私たちは、常に豊かな想像力と自主性を持って先駆的事業の開発に挑戦します。
- 私たちは、社会環境の変化と埋もれたニーズを敏感に捉え、広く関係者の英知と行動力を結集し、共に提言活動を行います。
- 私たちは、絶えず本会経営基盤の強化・刷新に取り組みます。
- 私たちは、本会が地域福祉推進の中核団体として信頼・満足されるよう、日々自らの人間性を磨くとともに、専門性と実践力を高めます。



## 島根県社会福祉協議会の主な取り組み

### ～ 「ふくし立国しまね」の創造 ～

本会では、本会の使命・経営理念を達成するため 10 年後の本会の目標を描いた将来の目指すべき姿（長期ビジョン）を示し、その実現に向け特に重点的に取り組む事業を明らかにすることを目的に「島根県社会福祉協議会第 5 期中期計画(計画期間:2021～2024 年度)」を策定しています。

この第 5 期中期計画に掲げた事業の他、令和 4 年度事業計画において7つの推進事項を設定し、事業を展開しています。

※第 5 期中期計画や令和 4 度事業計画・予算は、本会ホームページから閲覧できます。

#### 推進事項

##### 1

### 「支え合う」地域づくりに向けた支援

- 地域での支え合いに向けた理解・参加の促進(※第 5 期中期計画重点項目)
- 住民主体の持続可能な地域社会づくりに向けた環境整備(※第 5 期中期計画重点項目)
- シニア世代の地域活動の促進
- 障がい理解と社会参加促進に向けた支援

#### 推進事項

##### 2

### 包括的相談支援と社会参加の支援

- 多機関協働による包括的相談支援体制づくりへの支援(第 5 期中期計画重点項目)
- 全ての人の社会参加を支えるための権利擁護体制の充実(※第 5 期中期計画重点項目)
- 資金貸付を通じた自立支援機能の強化
- 地域生活定着促進事業の実施

推進事項  
3

## 福祉人材の確保・育成・定着の推進

- 多様な人材の参入促進(※第5期中期計画重点項目)
- 安心・安定して働き続けられる職場づくりの推進(※第5期中期計画重点項目)

推進事項  
4

## 災害時福祉支援活動の推進

- 災害時における福祉的支援活動の基盤強化(※第5期中期計画重点項目)

推進事項  
5

## 市町村社協、社会福祉関係団体等との連携強化

- 島根県の社会福祉施策に対する政策提言

推進事項  
6

## 積極的なPR活動の展開

- 「ふくし」に興味・関心を持ち、参加・活動につながる情報発信
- 本会の取り組みに対する意見・アイデアを聞き取る広聴活動

推進事項  
7

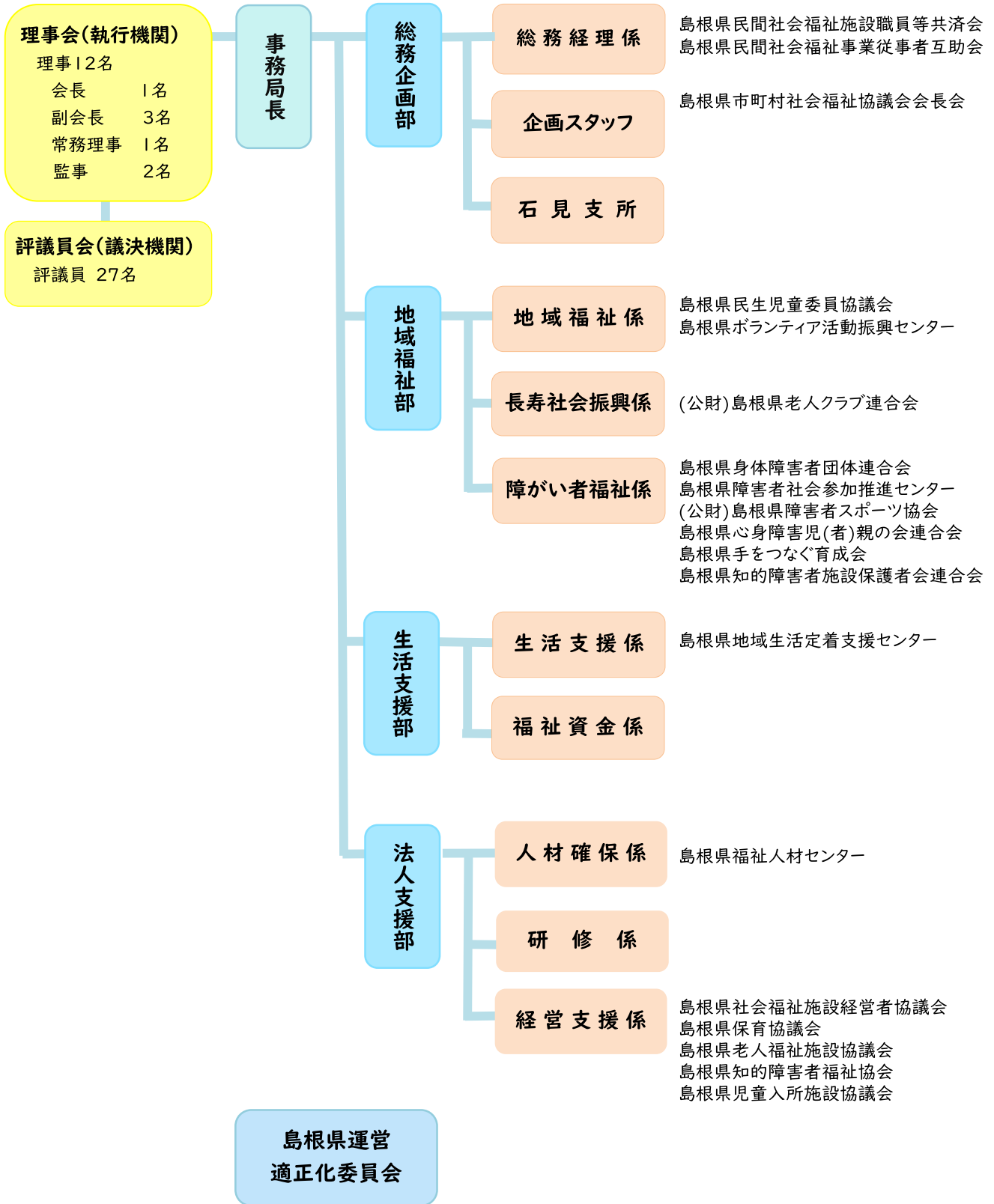
## 本会経営基盤の強化

- ガバナンス強化
- 働きやすい職場環境づくり



# 島根県社会福祉協議会 事務局組織図(令和5年4月1日現在)

(事務局)



# 主な業務

## 総務企画部

<b>総務経理係</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法人運営等 法人運営や庶務経理事務を行っています。</li> <li>■ 社会福祉施設職員等の退職共済事業 社会福祉法人施設職員等の退職手当金共済事業を実施しています。</li> <li>■ 民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業 民間社会福祉事業従事者の健康管理援助や祝金・見舞金などの事業を実施しています。</li> <li>■ 福祉図書のあっ旋 全国社会福祉協議会が発行する福祉関係図書を取り扱っています。</li> </ul> <p>〈団体等事務局〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 島根県社会福祉施設職員等共済会</li> <li>○ 島根県民間社会福祉事業従事者互助会</li> <li>○ ソウェルクラブ島根</li> </ul>
<b>企画スタッフ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企画・調整等 部局間にまたがる事業等（中期計画の進行管理、社会福祉関係団体との連携による政策提言等の総合的な企画と調整等を行っています。</li> <li>■ 広報活動 島根県社協通信の発行やホームページの運営、県民福祉大会の開催等の広報事業を通じて、県民の地域福祉活動への参加促進を図ります。</li> <li>■ 広聴活動 地域福祉に関する様々な意見やアイデアなどを県民・関係者から聞き取り、事業の推進や見直しに反映させます。</li> </ul> <p>〈団体等事務局〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村社会福祉協議会会長会</li> </ul>
<b>石見支所</b>	福祉人材センター石見分室、くにびき学園西部校業務を行っています。

## 地域福祉部

<b>地域福祉係</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域福祉の推進 住民主体による福祉活動の推進や市町村社会福祉協議会経営・事業の充実強化の支援などを行っています。</li> <li>■ ボランティア等社会参加活動の振興 ボランティア活動に関する広報啓発やボランティアコーディネーターの養成、福祉教育に関する事業を行っています。</li> <li>■ 地域づくりをすすめるコーディネーターの養成 各種制度等において地域づくりをすすめるコーディネーター（生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等）を養成しています。</li> <li>■ 災害時における福祉的支援活動の推進 災害ボランティアセンターの迅速かつ円滑な立ち上げや被災者支援活動の展開に向けて、運営に携わる人材養成や立ち上げ訓練を行っています。また、県内で災害が発生した場合には、被災地の社協に職員を派遣し、災害ボランティアセンターの立ち上げをはじめとした福祉的支援活動を行います。</li> </ul> <p>〈団体等事務局〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 島根県民生児童委員協議会</li> </ul>
<b>長寿社会振興係</b>	くにびき学園の運営や健康福祉祭の開催等を通じ、豊かな経験や知識・技術を活かしたシニア世代等の生きがいづくりや社会活動参加を進めるとともに、地域社会に貢献できる人材の育成を行っています。また、県内老人クラブの活動支援、推進を行っています。
<b>障がい者福祉係</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がい福祉の推進及び福祉団体の育成等 障がい者の自立生活や社会参加を促進する地域活動の充実強化の支援や、障がい者団体の育成や、団体事務局の運営を行っています。</li> </ul> <p>〈団体等事務局〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 島根県障害者社会参加推進センター</li> <li>○ 島根県身体障害者団体連合会</li> <li>○ (公財)島根県障害者スポーツ協会</li> <li>○ 島根県心身障害児(者)親の会連合会</li> <li>○ 島根県手をつなぐ育成会</li> <li>○ 島根県知的障害者施設保護者会連合会</li> <li>○ しまね東部知的障害者施設利用者互助会</li> <li>○ しまね西部知的障害者施設利用者互助会</li> </ul>

## 生活支援部

<b>生活支援係</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 日常生活自立支援事業 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、自分の判断能力に不安のある方を対象として、(1)福祉サービス利用の援助 (2)日常的な金銭の管理 (3)重要書類などの預かり (4)定期的な訪問による状態の把握などのサービスを、市町村社協と連携して行っています。</li> <li>■ 島根県地域生活定着支援センターの運営 高齢又は障がいにより福祉の支援を必要とする矯正施設等退所者が、地域の中で安心して暮らせるよう福祉的な支援を行っています。</li> </ul>
<b>福祉資金係</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生活福祉資金の貸付 所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的として、民生委員や社会福祉協議会が協力して資金の貸付と必要な相談支援を行っています。</li> <li>■ 障がい児等療養に係る滞在資金の貸付 県内の医療機関では治療困難なため、やむを得ず県外の医療機関に入院せざるを得ない身体に障がいのある児童を有する家庭の一時的な経済的負担増大を抑制するとともに、その児童の療養環境の整備を図ることを目的として、付添者の滞在等に必要な資金の貸付を行っています。</li> <li>■ ひとり親家庭や児童養護施設退所者等の自立支援のための貸付 ひとり親家庭や児童養護施設退所者等の自立を支援することを目的として、一定の条件を満たすことにより返還が免除される貸付事業を行っています。</li> <li>■ 介護人材及び保育人材確保のための修学資金等の貸付 介護人材及び保育人材の確保や定着を推進することを目的として、一定の条件を満たすことにより返還が免除される貸付事業を行っています。</li> </ul>

## 法人支援部（島根県福祉人材センター）

<b>人材確保係</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 福祉人材センターの運営 「職員を採用したい」福祉サービス実施機関と「福祉分野に就職したい」求職者とのあつ旋や就職相談、情報提供等の事業を実施しています。</li> </ul>
<b>研修係</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 福祉サービス従事者研修の企画・実施 福祉サービス従事者を対象に、専門職として必要な知識や技術の習得、人材育成等を目的とする研修を企画・実施しています。</li> </ul>
<b>経営支援係</b>  ○経営相談事業  ○災害福祉広域支援ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社会福祉施設経営指導事業 社会福祉法人や社会福祉施設・事業所の経営に関する相談や専門的指導・援助を行っています。</li> <li>■ しまね災害福祉広域支援ネットワークの運営 大規模な災害が発生した際に避難所等で相談・支援や介護・介助にあたる災害派遣福祉チーム「しまねDWAT」の本部事務局を運営しています。</li> </ul> <p>〈団体等事務局〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">○ 島根県老人福祉施設協議会</li> <li style="width: 50%;">○ 島根県社会福祉法人経営者協議会</li> <li style="width: 50%;">○ 島根県保育協議会</li> <li style="width: 50%;">○ 島根県知的障害者福祉協会</li> <li style="width: 50%;">○ 島根県児童入所施設協議会</li> </ul>

## 島根県運営適正化委員会

<b>運営適正化委員会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 福祉サービスを利用される方の苦情解決 福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスの利用者等からの苦情を適切に解決します。</li> </ul>
-----------------	---



## 島根県社会福祉協議会の情報

令和5年4月1日現在

名 称	社会福祉法人島根県社会福祉協議会
設 立	昭和27(1952)年6月9日 (任意団体としては昭和25(1950)年12月17日に設立)
法 人 認 可	昭和27(1952)年5月8日
設 立 根 拠	社会福祉法第110条
所 在 地	本所 〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根5階 石見支所 〒697-0016 浜田市野原町1826-2 いわみーる2階
役員等の状況	理事12名、監事2名、評議員27名
代表理事	会長 小林 淳一
会員状況	市町村社会福祉協議会、社会福祉施設、福祉関係団体、賛助会員等
職員状況	職員83名(うち団体専任職員1名)
定款に定める目的	この社会福祉法人は、島根県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
定款に定める事業	(1)社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2)社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3)社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4)(1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5)社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (6)社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言 (7)市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整 (8)保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (9)共同募金事業への協力 (10)島根県福祉人材センターの業務の実施 (11)日常生活自立支援事業 (12)生活福祉資金貸付事業 (13)その他この法人の目的達成のため必要な事業

社会福祉法人

## 島根県社会福祉協議会

〒690-0011 松江市東津田町1741-3  
いきいきプラザ島根 5階  
TEL (0852) 32-5970  
FAX (0852) 32-5973  
E-Mail shakyo@fukushi-shimane.or.jp

JR 松江駅から松江市営バス「南循環外回り」または  
「県合同庁舎」行きに乗車、「県合同庁舎前」下車

